

2025-6-23 第8回「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会

○大原補佐 定刻となりましたので、ただいまから、第8回「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会を開催いたします。

事務局を務めます、厚生労働省老健局総務課の大原です。よろしくお願いいたします。

構成員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、以降の進行を野口座長にお願いいたします。

○野口座長 皆様、おはようございます。大変お忙しい中、御参加いただきどうもありがとうございます。

本日の出席状況ですが、笠木構成員、吉田構成員、松田構成員より遅れて御参加と伺っております。

それでは、初めに、本日の資料と会議の運営方法について、事務局様より確認をお願いいたします。

○大原補佐 それでは、お手元の資料と会議の運営方法の確認をさせていただきます。

資料について、会場にお越しの構成員におかれましては机上、オンラインにて御出席の構成員におかれましては、電子媒体でお送りしております資料を御覧いただければと思います。

次に、発言方法等について、オンラインで御参加の構成員の皆様には、基本的に皆様のマイクをミュートにさせていただき、御発言をされる際にはZoomツールバーの「リアクション」から「手を挙げる」をクリックしていただき、座長の御指名を受けてから御発言ください。

御発言が終わりました後は、Zoomツールバーの「リアクション」から「手を降ろす」をクリックしていただき、再度マイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

なお、時間が限られている中で、多くの構成員に御発言いただきたいと考えておりますので、御発言はお一人5分以内におまとめいただきますようお願いいたします。また、時間が到来しましたら、事務局よりベルを鳴らしますので、御協力をお願いいたします。

報道関係の方に御連絡します。冒頭のカメラ撮影はここまでとさせていただきますので、御退室をお願いいたします。

事務局からは以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

本日は、これまでの皆様からの御意見やヒアリングを踏まえて、福祉サービス共通課題への対応に係る検討の方向性（案）について御議論いただきたいと思います。

それでは、議題1について事務局様のほうから御説明をよろしくお願いいたします。

○村中総括調整官 村中でございます。私から資料1について御説明をさせていただきます

す。資料1を御覧ください。

これまでの議論の整理といたしまして、前回、前々回の検討会で事務局から提示した「課題と論点」、また構成員の皆様からいただいた御意見とヒアリング内容、そして議論を踏まえて事務局で作成させていただいた「検討の方向性（案）」、最後に「福祉サービス共通課題への対応《総論》」という構成となっております。

具体的に申し上げますと、地域におけるサービス提供体制につきまして、高齢者施策から議論いたしまして、中間取りまとめをまとめていただきました。その後、福祉サービス提供体制のうち共通の課題として、地域のサービス状況に応じた体制、人材確保・生産性向上、法人の経営支援等を議論し、今回、これらの議論を踏まえて、検討の方向性（案）として記載させていただいております。

加えて、福祉サービス提供体制を整備するため、どういう理念で実施していくか、これまでの議論でもあったところがございますが、関係者の連携を進めていくとともに、地域共生社会の実現を目的とするという点を「福祉サービス共通課題への対応《総論》」という形でお示ししており、本日、この点についても御議論いただきたいと考えております。

それでは、まず、項目ごとの「検討の方向性等（案）」に記載している内容について簡潔に御説明をさせていただきます。

最初に4ページを御覧ください。人口減少・サービス需要の変化に応じたサービスモデルの構築や支援体制についてです。

介護同様に、サービス需要の変化の地域差に着目していく必要があります。障害福祉、保育と分野特有の状況も踏まえた対応も必要です。

下から2つ目の○を御覧ください。障害福祉分野につきましては、介護分野における地域の分類を基本としつつ、地域の状況に応じたサービス提供体制を構築していくことが重要です。

その下の○を御覧ください。共生型サービスなど現行制度の活用状況を踏まえつつ、その効果的な活用を促進していくとともに、介護保険制度等の他制度も参考としつつ、中山間・人口減少地域等において、必要に応じ、配置基準の弾力化など、制度を拡張・見直しをして対応していくことが必要です。

5ページの1つ目の○を御覧ください。保育分野につきましては、地域における就学前人口減少・保育需要の変化に応じ、配置基準の弾力化など、地域をさらに分類して対応方策を講じていくことが必要です。

下から3つ目と2つ目の○を御覧ください。地域における就学前人口の減少に伴い、事業譲渡・合併や統廃合についても必要に応じて進めていくこと。また、既存の施設・事業のダウンサイジングも視野に入れていくことが必要です。

6ページ、2つ目の○を御覧ください。自治体における地域分析の取組を強化することで、こうした地域の課題について認識し、それに対応するための方策について、中長期的な視点も踏まえつつ、計画で定めていくことが重要です。

次に、施設の転用等についてでございます。

3つ目の○を御覧ください。現行制度につきまして、社会福祉法人における土地・建物の所有権の規制の緩和とともに、社会福祉法人、医療法人等の国庫補助の返納に係る規制についての緩和が必要です。

4つ目の○を御覧ください。特に中山間・人口減少地域において不可欠な福祉サービスを維持するために、既存の施設等も有効活用する観点から、新たなサービス主体の参入をしやすいするとともに、地域の実情に応じた施設等の柔軟な活用を可能とするため、これらの規制について、一定の条件を付した上で緩和する仕組みの検討が必要です。

7ページ、1つ目の○を御覧ください。具体的には、社会福祉連携推進法人制度を活用しながら、土地・建物について貸与を受けた新たなサービス主体が、当該地域への社会福祉事業への参入を可能とすることが考えられます。

2つ目の○を御覧ください。地域におけるサービス維持・確保の観点も含めて地域の関係者の理解も得つつ、財産取得から10年未満の場合に関して、一定の条件下における全部転用や統廃合に伴う廃止時に国庫返納を不要とするなどの柔軟な仕組みを検討する必要があります。

その際、分野横断的な検討が必要ですし、3つ目の○のとおり、地域密着型施設から広域型施設への転用など、既に返納が不要なものについてはルールの特典化が必要です。

また、4つ目の○のとおり、施設の有効活用の観点からは、社会福祉法人がやむを得ず解散する場合に、その施設等を自治体に帰属させることで、地域において必要な福祉サービスに活用するなど、自治体や地域の関係者でより有効活用を図っていく仕組みの検討も必要です。

次に、「人材確保と職場環境改善・生産性向上（DX）に係る福祉サービスの共通課題」についてです。13ページの検討の方向性（案）を御覧ください。

1つ目の○でございます。障害福祉分野において、人材確保等のために、介護分野等の取組も参考としつつ、各地域の実情に応じた人材確保対策を進めることが重要です。

4つ目の○を御覧ください。テクノロジーの活用については、特に障害福祉分野の場合は障害特性等に応じた支援が求められていることに留意しつつ、現場における生産性向上の目指すべき姿や取組を明らかにして、手続き負担軽減に向けた標準化・簡素化などの取組も進めていく必要があります。

一番下の○を御覧ください。保育分野につきましては、保育人材確保のために、保育士等の処遇改善のほか、働きやすい職場環境づくり、新規資格取得と就労の促進、離職者の再就職・職場復帰の促進、保育の現場・職業の魅力発信の取組を総合的に推進していくことが必要です。

14ページを御覧ください。最後の○でございます。保育分野についても、テクノロジーの活用による業務改善を進め、効率化できた時間で保育の質の確保・向上に取り組むことができる環境を整備することが重要です。

15ページを御覧ください。下から2つ目の○でございます。人材確保のプラットフォームについてでございます。このプラットフォームにつきましては、都道府県単位で、関係者間で地域の現状の共有を図るとともに、各地域における課題を認識し、協働して課題解決に取り組むためのネットワークの役割が期待されます。

その次の3つ目の○を御覧ください。単に関係者が集まる形式的な場ではなく、人材確保等の共通の社会課題に対し、「人材確保・定着」「職場環境の改善、生産性向上・経営支援」「介護のイメージ改善・理解促進」などの地域ごとの個別の課題に応じたプロジェクトを創設し、地域の意欲のある関係者が実践的な取組を検討・実行することが必要です。公的機関が参画することで地域のニーズに応じた多様な取組・支援の実施が期待されるほか、個別の取組として、養成施設の設備等を用いたりカレント教育の実施なども想定されます。

16ページ2つ目と3つ目の○を御覧ください。介護人材だけでなく、福祉人材全体の確保につながる機能の充実が必要であり、将来的には多職種協働の取組としてさらに多様な関係者の参画が期待されます。

次に、「経営支援に係る福祉サービスの共通課題等」についてです。22ページの検討の方向性（案）を御覧ください。

一番下の○のとおり、社会福祉法人・事業所等への経営支援の観点からは、法人に対する共通的な支援と分野ごとの特徴に応じた支援の2つの側面で考えていく必要があります。

23ページの1つ目の○のとおり、法人に対する共通的な支援としては、福祉医療機構(WAM)のメニューとして、短期的には優遇融資を活用しつつ、中長期的には経営サポート事業や分析スコアカードの活用などにより、自らの経営状況に対する認識を深め、課題の早期発見・早期対応につなげていく必要があります。

また、23ページ、2つ目の○のとおり、合併支援業務として無料のマッチング支援をWAMで開始しているところですが、選択肢の一つとして合併・事業譲渡等がしやすくなるような環境整備を行っていく必要があります。

3つ目の○でございます。介護・障害福祉・保育それぞれの分野で、その特性に応じて雇用管理や職場環境・生産性向上をはじめ、経営の改善に向けて事業所に対する必要な支援が重要でございます。

4つ目の○のように地域におけるデジタル中核人材も活用した面的な伴走支援、また、5つ目の○のように間接業務の効率化が有効です。下から2つ目の○のように地域の中核的なサービス主体がバックオフィス業務を取りまとめるなど、地域において協働化や連携を進めることも考えられます。

一番番下の○を御覧ください。協働化の一つの手法である社会福祉連携推進法人について、ガバナンスの確保に留意しつつ、メリットを強化し、使いやすい仕組みとしていく必要があります。

具体的には、24ページの1つ目の○を御覧ください。可能な範囲で事務負担の軽減等を

図るとともに、特に中山間・人口減少地域において、必要不可欠な社会福祉事業を維持する観点から、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業を行うことを可能とするなど、地域のサービス提供体制の確保のために必要な要件緩和やインセンティブの付与を行う必要があります。

最後に、「福祉サービス共通課題への対応」として総論的に記載をしてございます。25ページを御覧ください。

2040年に向けて、高齢化や人口減少を見据えたサービス提供体制・支援体制の確保が福祉サービスの共通課題となっております。これらの課題に対応するためには、2つ目と3つ目の○を御覧いただければと思いますが、まずは介護、障害福祉、保育、それぞれの分野の中で事業者間、また関係者も含めた連携が重要となってきます。その上で、中山間・人口減少地域も含め、人口減少に伴う地域の共通課題への対応のため、分野の垣根を超えて関係者と協働・連携して、地域づくりやまちづくりを進めることが地域共生社会の実現につながります。

こうした連携の枠組として、福祉サービス共通の課題への対応として議論してきた社会福祉連携推進法人を活用した協働化ですとか、地域の共通課題の解決に向けた人材確保等のプラットフォームの充実、また、地域の実情の応じた既存施設の有効活用等を行っていく必要があります。なお、地域の中核となるのは社会福祉法人に限らず、様々な法人形態が考えられると思っております。

最後に、26ページの枠囲みを御覧いただければと思います。福祉サービス共通課題への対応の基本的な考え方として、これまでの議論や検討の方向性（案）を踏まえて整理したものでございます。

1つ目の○について、これまで本検討会で御議論いただいたように、介護、障害福祉、こどものサービス提供体制の確保のため、分野を超えて関係者の連携を図り、地域共生社会を実現することが重要と記載しております。

2つ目の○について、こういった地域共生社会という概念は社会福祉法にも規定されておりまして、その実現のためには包括的支援体制の整備が必要となっております。包括的支援体制はサービス提供体制の構築だけでなく、地域住民と支援関係機関が協力し、地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制を整備するという概念でございます。

3つ目の○につきまして、2040年を見据えますと、福祉サービス提供体制の構築も包括的支援体制の整備も地域の実情に応じて取り組む必要があります、軌を一にするものでございます。既存施設の有効活用、人材確保等のプラットフォーム、社会福祉連携推進法人の活用等の分野を超えた取組・対応は、地域住民を包括的に支える基盤となる重要な方策であり、包括的支援体制の整備を推進し、地域共生社会の実現につながるものと考えております。

資料1の説明は以上になります。参考資料3に地域共生社会や包括支援体制の関連資料を付しておりますので、適宜御覧いただければと思います。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に入りたいと思います。

4月の中間取りまとめ以降、福祉サービスの共通課題について皆様と共に議論を進めてまいりましたが、この検討会において様々、福祉分野全体を横串に刺したような御意見が多々あったかと思えます。このため、先ほどの事務局様からの御説明の最後にあつたように、総論的な福祉サービス共通課題への対応の基本的な考え方についても整理をしていただきました。

個々の論点についての議論もちろん重要ですが、この検討会での取りまとめが今後の制度改正の議論につながっていくことを考えた場合、福祉分野全体に共通する総論的・理念的な考え方を整理しておくことも極めて重要だと思いますので、本日はこの点についてもぜひ各構成員の先生方の忌憚のない御意見を伺えればと思います。

それでは、御発言のある各構成におかれましては、会場の方は挙手を、オンラインの方はZoomの手を挙げる機能を使用いただき、座長の指名により発言を開始してください。

なお、事務局から御案内がありましたとおり、予定終了時間内にできるだけ多くの構成員に御発言いただきたいと考えておりますので、その後できる限り構成員間でのディスカッションも行っていきたいと思えますので、1回の御発言時間は極力5分以内をめぐにお願いできればと思います。一巡した後、改めて御発言の機会を設けたいと考えておりますので、各構成員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、まず、会場の皆様のほうからいかがでしょうか。

では、藤原構成員、よろしくお願いいたします。

○藤原構成員 藤原でございます。

たくさんの議論をおまとめいただきありがとうございます。サービスの需要に地域差がある中で、私の事業所のある徳島県でも、病院が生き残りをかけて合併して集約化されたり、病棟を一部閉鎖したり、後継ぎが見つからない診療所の閉鎖といったことが実際に生じております。他県では、特養も閉鎖したということも聞き及んでいます。施設系だけでなく、往診医も訪問看護ステーションもないという地域も実際に見られております。これまでより、より広域での連携や支援体制が求められる状況になっておりますので、都道府県の市町村に対する支援をはじめ、市町村間の連携によって必要なサービス提供を確保していく状況にあると考えますので、発言をさせていただきました。

もう一点は、小児から高齢者まで、全世代の住民が支え合い、地域で暮らし続けることができる共生社会の構築が求められていると思えます。サービスの視点では、人口が減少している中、各事業所がサービスの幅を広げていくことが重要であり、医療的ケア児や障害児、障害者及びその家族への支援をも含め、全世代の命と暮らしを地域全体で支えるためのサービスの推進が今後目指す共生社会への構築につながると考えています。地域の施設が全世代を支える拠点となれるよう、共生型サービスを推進するなど必要な制度の見直しを検討していただきたいと思えます。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。また後で戻ってきても結構です。

それでは、オンラインの方、いかがでしょうか。もし御発言があれば、挙手機能を使って手を挙げていただければ。

大山構成員、よろしくお願いいたします。

○大山構成員 お世話になっております。大山でございます。

今御説明いただいた資料1の中の3ページの(2)の○の3番目についてでございますけれども、これまでも発言させていただいておりましたが、離島・中山間地域での要介護3以上の特養待機者がゼロの施設も出てきており、空床が生じておるということでございます。この点に関しまして、国は要介護度1、2の方の特養への特例入所に関する指針を令和5年に改正しております。従来は、①認知症、②知的障害・精神障害、③家族等による虐待の疑い、④単身世帯など、居宅での日常生活が困難な4類型に分かれておりましたが、「地域の事情等を踏まえ、各自治体において必要がある事情」を追加していただいたところです。しかしながら、施行から2年がもう既に経過しておりますが、この追加した部分について、上記のような離島・中山間地域における利用者減少の課題や解決に資する具体的な指針の事例は聞こえてきておりません。今年に入って、ある県の会員施設から「中山間地域等において、近隣に特別養護老人ホーム以外に入所施設がない状況にあること」を加える方向で県庁と協議をしたという報告を受けたのが唯一でございました。

令和6年度の老健事業による調査研究でも、当該通知改正後に特例入所に関する変化があったと答えた施設はたった1%にすぎず、「変化がなかった」との回答が97.5%となっています。令和5年改正通知の趣旨、意義が自治体に十分に浸透していないのではないかと考えられております。ぜひ「地域の実情等を踏まえて、各自治体において必要がある事情」について、参考事例を示して再度通知を図っていただければ幸いです。

また、利用者の減少だけではなく、介護職員や看護職員不足によって空床となっている場合もあります。その場合には、配置基準の弾力化が有効ですが、中には都市部への人口流出によって人材確保が大変厳しい地域で、特養の定員を縮小し空床部分をほかのサービスに転換したという事例の報告も受けております。こうした転換も中山間・人口減少地域を中心にこれから必要になってくると考えられますが、施設だけではうまく進みませんので、転換が合理的かつ円滑に進むには、自治体のご理解とご協力が必要不可欠であります。また、ケアマネジャーの協力がなければ成り立たないと思っております。関係者が連携して地域住民の方に必要なサービス提供体制を維持、確保していくためのアイデアを出し合うための重要さを考えております。国もそうした取組への後押しをぜひともお願いしたいということでございます。

最後になりますが、私たち社会福祉法人は介護だけではなくて障害福祉、保育など様々

な現場で地域の福祉サービスを担っておりますが、社会福祉法人には地域における必要なサービスを守っていく使命並びに責務があると私は考えております。中山間・人口減少地域においては既に介護崩壊寸前になっている地域があります。夜間や専門職など職員配置基準の弾力化や補助金返還の特例など、早急な対応をお願いしているのは、サービスの空白地帯をつくらないように食い止めるための意見でございます。いろいろお願いばかりしておりますけれども、ぜひとも速やかに御検討していただきたいと切に願っております。

以上でございます。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、中村構成員、よろしくお願いいたします。

○中村構成員 中村です。ありがとうございます。

私も、今回示していただきました方向性はこれでよろしいかと思っております。ただ、4ページの○の7番目、(3)検討の方向性(案)の1つ上に書いてあります資金について、使途制限の緩和も今後さらに検討していく必要というところです。これは社会福祉法人に限定のことですけれども、特に公益事業と社会福祉事業の資金の使途制限がいまだに足かせになっているケースがありますので、これについてはぜひ緩和の方向で検討していただきたいというのが1つです。今回の議論の中で、合併であるとか、連携推進法人であるとか、いわゆる法人間の連携を言っている中で、もちろん最低限の縛りがあるのは理解できるのですが、同じ法人の中でお金の使い方に制限を設けているのはある意味非効率な面が大きいと思いますので、それについてはまた検討していただきたいと思います。

それから、15ページの一番上の○の保育ICTにおけるいわゆる4機能のいずれも導入している保育所等は約1割にとどまっている云々というところです。ここに限らず、もちろん保育に限らずの話なのですが、前回もお話ししたとおり、こういった各種機能の問題もあります。それを支える、伴走してくれる人材というものが重要だと。その人材というのは、今から育てているというよりは、ある程度それに詳しい方々、あるいはそういう組織は存在するわけですから、それとうまくつなぐような仕組みがあれば比較的スムーズに伴走していただける。そして、ICTも導入がより円滑にできるのではないかなと思います。

私のほうは以上でございます。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、大屋構成員、よろしくお願いいたします。

○大屋構成員 大屋でございます。

報告書全体については、議論の内容をよく取りまとめていただいたものと考えておりまして、事務局の御努力に敬意を表するところであります。特に最後のところで基本的な考え方が3点にわたって示されておるわけでございますけれども、これにつきましては、かつて総務省のほうで行いました自治体戦略2040構想研究会が示した今後の人口変化の在り方ですね。中山間地、それから都市部で人口動態の在り方が大分変わってくるということ进行分析したわけですが、その内容に対応したものになっておりますし、第33次の地

方制度調査会で公・共・私のベストミックスを探求していくことが必要であるというふう
に提言させていただいた内容とも合致しているものだと思います、今後このような方向
で、社会福祉法人さんだけではなくて、自治体も含めた地域社会の取組というものが進め
ていければと思うところでございます。

私からは以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、笠木構成員、よろしくお願いいたします。

○笠木構成員 笠木です。よろしくお願いいたします。

事務局におかれましては、広範にわたる論点について、このたび取りまとめをいただき
誠にありがとうございました。私も検討の方向性（案）として本日晒していただきました
内容、いずれの点にも賛成いたしますが、2点ほど、新しいことを付け加えるわけではな
く恐縮ですけれども、補足的に意見を述べさせていただきます。

1点目は、今回の案の中で検討されている論点の中で、幾つか法的な規制が参入の障壁
となっていたり、あるいは現場の負担となっているというような場面がありました。例え
ば社会福祉事業をめぐる財産所有や補助金をめぐるルールであるとか、あるいは社会福祉
連携法人の事業の制限やガバナンスをめぐるルールといったものがあったかと思ひます。
それらについて、今後、従来よりも柔軟にしていくといった方向性を示されており、全体
的な方向性としては賛成をいたしますけれども、考え方といたしましては、もともとそれ
らの規制が行われてきた趣旨があるわけですので、その趣旨に立ち返った上で、できる限
りプラグマチックな視点で、どの部分を、そのもともとの規制の趣旨を害しない形で柔軟
に、あるいは軽くしていくことができるのかというような視点で、今後、具体的に検討が
進めていかれればと思っております。

2点目ですけれども、最後の総論部分のところでございます。本日の取りまとめ案にあ
りますとおり、今回の会議において検討されたサービス提供体制の構築は、社会福祉法が
求める地域福祉の大きな政策の方向性の一部に位置づけられるものと考えております。本
会議で検討された高齢、障害、児童それぞれの特殊性に配慮しつつ、分野を超えた柔軟な
連携を可能にするための様々な施策というものは、福祉のニーズを縦割りせずに総合的に
捉えるという地域共生社会構想の理念に合致した方向性のものと考えております。

また、地域共生社会構想においては、社会福祉法人に限られない様々な民間の法人類型
が各種福祉サービスに参加するとともに、その外で活動する民間団体や地域住民を含む非
常に広い地域のアクターとの連携も期待され、これによって地域づくり、まちづくりとい
ったことが進められていくものと考えられます。

これと同時に、あるいは逆にと申しますか、今回の会議で特に人口減少地域において何
度か議論になりましたように、そうした多様なアクターの中での公の主体、具体的には地
方自治体や公共性、公益性が強く求められる社会福祉法人のような主体が地域で果たして
いく役割というものを改めて明確化していく必要も顕在化しているように思われました。

この点、私自身、初回の会議で、全国で一定のサービスが確保される必要性ということについて言及をいたしましたけれども、今回お示しいただいた検討の方向性においては、地域共生社会という大きな福祉制度改革の流れの中で公の主体が果たす役割というような観点からも重要な視点が含まれていると考えております。

私からは以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、津下構成員、よろしくお願いいたします。

○津下構成員 ありがとうございます。取りまとめ、これまでの議論が含まれていて、よく整理されているものと思いました。

その中で、「連携」という言葉がキーワードだと思うのですが、96回「連携」が出てくるわけですが、その「連携」の意味合いが使われているところでちょっとレベル感が違うのではないかという印象を持っております。これから制度化を進めるに当たり、法制度改正をして、義務的といいますか、ある程度法律で定めてしっかりと共同実施の形を取るとか、財源的にどうするとか、人・物・金・情報のレベルで、どのレベルの連携を意味しているのかということを整理しながら、もう一度きちんと読み直してみることが必要かなと思いながら読んでおりました。

また、このような連携においては、どちらかがどちらかを一方的にということではなく、ウィン・ウィンの関係がきちんと理解できることが非常に重要だと思います。また、危機感が差し迫ったところと、まだ大丈夫だと思っている比較的溫度感が低い自治体もあるかと思っておりますので、やはり今動くことの必要性というのをしっかり示していくことが必要だろうと思います。特に大都市部では、危機感が生じたときには影響する範囲が非常に大きくて間に合わない事態というのもありうるとおもいます。今、中山間地域ですと国や周りの自治体が支えるということもある意味可能なのですけれども、大都市部の危機感が高まった状況ではそこを支える外の者がいない中での急速な崩壊が起こってくる危険性があります。やはり危機感がきちんと共有できるようにデータなどをしっかり示し、また、義務的に行うところはしっかりと書き込むということが必要ではないかと思っています。

それから、幾つか事例も出てきましたけれども、サービス事業提供体制の連携が進んだとしても、または大規模化とか多機能化が進んできたとしても、自治体がそれを受け入れるための庁内連携とかいうことがなかなか進みにくくて、それも自治体によって縦割りがかなり厳しいところと、一体的にできるところがあるように思っております。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施においても、令和2年度から始まりましたけれども、6年度にようやく全国で形ができたということで、5年ぐらいはかかる時間差があるということになります。なので、そういう時間的な経緯も含めて、自治体はどう動いていくのがよいのかということ。せっかくサービス提供者事業者が動いたのに、たらい回しになってうまく対応できないということがあっては徒労になってしまいますので、その辺りと一体的に進めていただければと思っております。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、中川構成員、よろしくお願いいたします。

○中川構成員 中川亮です。

御発言の機会をいただきましてありがとうございます。また、事務局様におかれましては、取りまとめをありがとうございます。私も全体的な方向性としましては賛同させていただきたいと思いますが、幾つか、これまで検討会の中で発言をさせていただいた部分と重複する部分はありますが、発言させていただきたいと思います。

まず、4ページ以降の「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービスモデルの構築や支援体制に係る福祉サービスの共通課題等」について、まず1つ目、サービス内容によるかと思いますが、例えば障害福祉分野では、就労支援などオンラインでサービス提供が可能になるサービスもございます。サービスの一部や全てをオンラインで提供することにより、事業所が存在していない地域でも、地域を超えたサービス提供が可能になるかと考えます。サービスの質を確保するための条件を整えつつ、地域を超えてのオンラインでのサービス提供が可能になるような制度改正も考えるべきではないかなと思っています。

2つ目、障害福祉計画、また障害児福祉計画に関し、総量規制により新規の開設が制限されているような自治体も散見されます。都心部においても、中山間地域においても、利用者が複数の事業所から自分に合った事業所を選択できるような環境を用意することが必要ではないかと考えます。質の高い事業所が選ばれて、質の低い事業所が選ばれないようにすることが、結果として利用者のためになるのではないかと思います。このため、新規開設を制限するのではなくて、必要最小限のサービス量のある程度上回るサービス量が常時供給されるような環境を整えるべきではないかと考えます。

3つ目、これまでも議論がありましたが、既存施設の有効活用に関してです。福祉分野の施設だけではなく、教育分野の施設の転用を進めるべきではないかと考えます。公立学校の施設を民間の福祉事業者で活用する例などもこれまでありますが、全国的にもほとんど転用が進んでいないのではないかなと思います。学校は中山間地域にもあります。また、都心部では家賃が高くて不動産確保に苦労しているので、公立学校の施設の転用がなぜ進まないかというところを分析して、国全体として必要な措置を講じていただくべきではないかなと考えております。

あとは、これも発言をこれまでもさせていただきました常勤の定義についてになりますが、障害福祉分野は基本的に週32時間というのを常勤の定義としております。この常勤配置、人員配置基準の中で、この辺りがこれから先、人口減少の中で、常勤を週32時間ではなく例えば週30時間にすることで、今までに経験やスキルのある、例えば、子育てで家庭に入っているような女性の方などが活躍ができるような、こういった常勤の考え方も検討していくべきではないかなと考えております。

すみません。長くなって恐縮ですが、次に、13ページ以降の人材確保と職場環境、DXに

係るサービスの共通課題についてというところです。1つ目は、生産性の向上とかDXを進めるに当たって、サービス提供の基準やルールを明確にする必要があると当然ながら考えております。現状では国の法令や通知、過去のQ&A、自治体独自のルールなど、ルールが複数の次元で存在しておりますので、ルールの一貫性が若干現場から見ていると欠如している部分があるかと思えます。このため、何がルール上OKかNGか非常に分かりにくくなっているような現状があるかと思えますので、事業者の立場からすれば、「これを見れば全てのルールが網羅されている、ここに書いているルールだけを守り、書いていないルールは守る必要がない」といったルールの一覧表など、例えばですがそういったものが必要であり、そうしたルールの明確化が生産性向上の前提になるのではないかと考えております。

2つ目は、DX化を進めるには、個々の事業者の努力だけではなくて、国全体で取り組む必要があるかと思えます。いつまでに紙の書類をなくして全ての書類をDX化するかなどといった期限をまず決めて、目標を設定して、そこに向けて全体で動いていく必要があるのではないかと考えております。

続きまして、23ページ以降の経営支援に係る福祉サービスの共通課題についてというところになります。ここに関しては、やはり自治体の役割が大きいと考えております。ただ、障害福祉分野を例に挙げますと、多くの自治体は、事業者に対する支援の側面よりも、事業者を規制するような側面のほうが強過ぎるきらいがあるのではないかなと思っております。事業者が存続し、サービスが維持されることが地域住民にとって有益であることからすれば、事業者が安定的にサービス維持をできるように、自治体において経営支援の側面を強化すべきではないかと。例えば自治体において障害福祉の知識を有した職員を配置する、例えば加算取得のためのアドバイスや人員配置のアドバイスを各事業者に対して行うなど、事業者と自治体が連携してサービスの維持向上を図るように、自治体の役割を少し明確に、また考え直すべきではないかと考えております。

長くなりましたが、私からは以上になります。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、谷村構成員、よろしくお願いいたします。

○谷村構成員 ありがとうございます。取りまとめを見せていただいて、改めて社会福祉法人として担う役割は大きいなという自覚をしております。地域共生社会実現を主導できるようにというような、そんな思いでいるわけではありますが、少し細かく御意見を申し上げたいと思います。

4ページが一番下で共生型サービスのことに触れていただいておりますが、前回申し上げたように、子どもも交えて仕組みを改めて考えていただきたいというのが1つ目。

それから、6ページの下から2つ目の○なのですけれども、既存の施設等も有効活用する観点という表現がなされています。恐らくその選択肢に入っていると思いますが、介護保険施設のみならず、養護老人ホームなどの高齢者福祉施設の有効活用も含めて検討すべきではないだろうかと考えているところです。

それから、23ページの2つ目の○であります。合併・事業譲渡等がしやすくなるような環境整備とあるわけですが、これも考えられるのですが、悪質なコンサルタントに資金が流れないような仕組みというのが必要ではないだろうかと思うところであります。

それから、23ページの下から1つ目から24ページにかけてであります。社会福祉連携推進法人については、より使いやすい仕組みとしていくということに関連しての話なのですが、現状は、社会福祉連携推進法人の要件として参画する社員の過半数は社会福祉法人ということと、2つ目に議決権の過半数も社会福祉法人となっているわけですが、中山間・人口減少地域では社会福祉法人の数が少ない地域もあることを考慮して、2つ目の議決権の過半数は社会福祉法人ということは厳守した上で、1つ目についての要件は緩和することも考えられるのではないかと思います。

それから、24ページの1つ目の○になりますが、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業を行うことを可能とした上であります。方向性については反対するものではないわけですが、やはりこれは利用者保護という観点で、その重要性に鑑みて、この要件については丁寧に議論すべきだと思います。そしてまた、小規模事業所であっても、事業の継続と経営の安定化を図るため、介護分野においても、障害福祉、子ども・子育て分野と同様に、定員規模別の報酬単価を設定すべきではないだろうか。これは後ほど繰り返し申し上げたいと思っているのですが、介護報酬のほうもその仕組みを導入すべきだと考えているところであります。

それから、25ページの1つ目の○になりますが、大都市と一般市と中山間・人口減少地域というような地域軸でこのたび検討されたわけですが、このことについては、先ほどの定員に比例して報酬が減るという現状の仕組みでは経営が成り立たない。基本的には人口減少により経営が悪化するという流れになっていますので、人口減少により定員が減った場合に報酬単価は上がるという仕組みが必要ではないだろうかと考えるところであります。

それから、25ページの2つ目の○で「連携」という重要性に言及しているわけですが。これは各法人の裁量を拡大するより、それぞれの法人が連携していくというパターンが強調されているわけですが、経営協の会員などは、法人内で介護、保育、障害福祉等の複数の種別を経営しています。その中で今、例えば保育の経営から介護の経営を助けているような現状があります。連携の価値と言われているものを法人内で今やっている状況であります。いわゆる各法人の裁量を拡大すると、各分野を超えて柔軟に対応することができるのではないかと思います。

分野や制度を横断する場合に、前回も多少申し上げたのですが、その障壁となるのは、報酬の仕組みや資格制度の縦割りの状態にありますので、それを解消していただくことがとても大事という意味で、複数の資格を取得しやすくすることを前回も申し上げたのですが、法人での実務経験をもって専門業務に従事できるとするというような取扱いも一考の余地があるのではないかと思います。

最後になりますが、人材確保に関してなのですが、福祉、介護の分野で働く人材は、生活者としてもその中山間・人口減少地域の地域経済を支える存在であるということも頭に置いて議論すべきではないだろうかというところであります。

以上であります。ありがとうございました。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、鈴木構成員、よろしくお願いいたします。

○鈴木構成員 ありがとうございます。私も、他の構成員の皆様の御発言と同じく、事務局に整理いただきました内容と、それから検討方針について賛同いたします。その上で、この後さらに議論を深めていく上で非常に重要な観点となるであろうところについて、私からの御発言を2点させていただきたいと思います。

1点目は、15、16ページに整理いただきました人材確保等に係るプラットフォーム機能についてです。これについては、先ほど津下構成員から「連携」のレベル感についての御意見をいただきましたが、これに非常に近い意見だと思っています。まず、プラットフォームは介護人材確保、それから生産性向上といった具体のプロジェクトとして地域の個別の課題を議論して、これを関係者が知恵を出し合って地域課題として捉えつつ、地域資源としてより解決をしていく、そこに導いていくという実践的な取組であり、体制整備であるということ、ここがしっかりと伝わるのが重要であると思っています。

つまり、これは事務局の御説明にもありましたが、単に事業所や協議体による情報交換にとどまらないネットワーク構築ということが必要で、このためには、やはりプロジェクト型の連携組織であるという、こういった課題解決の活動を生み出しやすくするようなポイントを絵姿としても見やすくしていく、分かりやすくしていく、こういったモデル提示が必要であると考えています。

このプラットフォームですけれども、やはり個別の課題で分野を超えて議論することができますので、新しいことに取り組むという視点だけでなく、地域ケア会議ですとか、それから重層的支援体制整備事業といったような共通する考えを持っているということもしっかり伝えていくことが大事だと思いますし、これが地域共生社会の実現のために新たなネットワークをつくり出すだけでなく、既存のネットワークを有効活用する、それから強化するツールにもなり得るというところを示していくことができるのではないかと考えています。

これについては、前回、私の発言内容の中で少し、本学で取り組んでいる介護福祉士養成施設を活用した地域におけるリカレント講座、社会人講座としての介護初任者研修の話をさせていただきましたが、そのときにはネットワーク体制として、社会福祉人材センターと連携することによって、入口と出口で介護事業所の求職者や採用者を獲得していくという動線が見えたというお話もさせていただきましたが、私がそれ以上に注目していることは、この研修において地域のボランティア活動者が受講者として参加されていて、これらの方は、地域において既に地域づくり事業の担い手として居場所支援に関わっている方

が、この初任者研修での学びを生かしてアウトリーチ的に、また介護予防的な活動をこれから自身たちが担っていこうというふうに役割変化が見られるところにとっても意義を感じました。こうした動きというものは、介護初任者研修という形を私は例に出しましたけれども、やはり介護人材確保だけではなくて、包括的な支援体制の整備や、地域共生社会の実現における人材確保や育成の地域における取り組み方として非常に有効になるものではないかと考えています。

それから、このプラットフォームを、先ほども発言した繰り返しになりますけれども、こういった実践例を収集して、類似する地域性や課題を持つ地域等でも横展開や応用的に展開していけるような道筋をつくっていくことも重要だと思いますし、この点においてはモデル的に捉えていくということ、情報を収集していくということの議論は欠かすことができないと思いますし、それがより実践的な取組を推進していくことにもつながると考えています。

また、もう一点ですけれども、これはこれまでの議論やヒアリング内容を通して私自身がとても感じていることなのですが、サービス供給量やその質に対応していく上では、専門人材が複数資格を取りやすくするという議論が意見としてございましたけれども、この対応は極めて重要と感じています。特に私自身がこれまでヒアリングや議論の中から感じたところは、地域において保育士と介護福祉士のダブルライセンスを持っていることも非常に重要な組合せになるんだなということを感じたところです。これは人材不足を背景に、単に複数資格があればいいというような発言ではなく、地域において、そのニーズや地域共生における重要な観点や組合せとして議論できることではないかなと感じているところです。現在、私が勤務している静岡市でも、ぴゅあという障害児者の子の親がつくった当事者団体がございますが、そこでは医療的ケアが必要な重度の障害児者が地域で暮らし続けられるようにするために、放課後等のデイサービス、それから生活介護、そして現在は、非常に珍しいと思うのですが、グループホームの開設に向けて取り組んでいる状況があります。まさに児の成長に合わせて地域資源が創出されているという軌跡の形であって、そのために専門人材としての、今、仮に保育士と介護福祉士という例を出していますが、複数資格を取りやすくしていくということは、こうした障害児者や高齢者等が地域で暮らし続けていくために、また、加齢に応じて生活に、また身体に直接触れる支援者を維持していく上でも非常に重要な観点だと思っています。

私の発言は以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、曽根構成員、よろしくお願いいたします。

○曽根構成員 曽根です。

私もお取りまとめの方向性について同意いたします。その上で、1つ、この間私が勤務していた東松山市の取組例をお話しさせていただいたのですけれども、例えば人口減少の地域においては、小規模多機能型居宅介護のようにまとまって通えて訪問もできるという、

あらゆるサービスのニーズに対応できるような事業形態が重要になってくると思います。さらに、その拠点において高齢者介護、あるいは障害、障害も身体・知的・精神、それから子育て支援、こういった地域のニーズに応えていけるような拠点をつくっていくことが非常に重要になっていくのではないかなと思っています。

そのときに必要なのが、やはり職員の専門性の意識をどこに置くかということだと思います。こういった取組を行う最初的时候には、職員のほうにもかなり抵抗感がありまして、私はどういう障害の専門性だからとか、高齢者介護の専門性だからということで、なかなか一緒になってそれを進めていこうという機運をつくりにくかったという経験をしました。ただ、医療であれば、障害を治すとか改善するというのが中心的なテーマになりますので、その障害に対する深い専門性というのは不可欠だと思うのですけれども、福祉サービスというのは、障害を治すわけではないわけですね。障害とか高齢に伴った人の生活のしづらさを支援するということが中心になってきますから、やはり人の生活を支援する専門性というところが今後は意識を向けて、障害でも、高齢者でも、子供でも、誰でも生活の支援をしていくんだというふうな新たな専門性に対するアイデンティティーをしっかりとつくっていくことが非常に重要ではないかなと思っています。

最後なのですけれども、前回の最後に、障害福祉の地域生活支援拠点等のコーディネーターの人件費について個別給付の加算を寄せ集めて整えていくようなことに対して、社会福祉法人同士で資金を移転し合うことにハードルがあるのではないかなということを申し上げたのですけれども、これについては既に障害部のほうで、これは対価性があるということで、社会福祉法人同士でそういった資金のやり取りをすることは特に問題がないというような見解を示されたという伺いました。こういった仕組みをつくりながら、個別に契約して人を支援するのではなくて、地域全体に奉仕するような人の人件費を確保していくというのはこれから非常に重要になっていくと思いますので、これが1つの前例になって、いろいろなところに広がっていくといいなというふうに思った次第です。

以上です。ありがとうございました。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、東構成員、よろしくお願いします。

○東構成員 いこいの森の東でございます。2点、意見を申し上げます。

まず、資料1の15ページ（人材確保等に係るプラットフォーム機能の充実）についてです。プラットフォームの機能強化ということで、一番下の○にプラットフォームを担うところとして様々な公的機関が参加するように書いてございます。関係するところが多く入るということはよい一面もある反面、公的機関が複数存在することにより、どこがこのプラットフォームを主導するのか、責任と権限の所在が曖昧となり、その責任の所在が明確にならないと、なかなかうまくいかないのではないかと懸念しております。各地域の事情もございますので、各地域に任せるのも仕方ないと思いますが、公的機関が複数参加しているだけに、権限と責任の所在を明確にした上で取り組む必要があると思います。それが

1 点目です。

もう一点は、資料 1 の 12 ページに「ICT 導入については人材の問題が大きい、伴走する人材、組織が必要」とあり、先程中村構成員もおっしゃって見えしました。これは障害、福祉、保育だけではなくて介護でも同じことなのですが、やはり ICT 導入、DX 導入ということに関しては、人材の問題は大きいと私も思っております。

15 ページにも一番上の○のところに、「ICT 推進のコアとなる人材の育成をはじめとするソフト面の充実など横展開を行っていく必要」と書いてございます。23 ページの下から 4 つ目の○におきましては、「テクノロジー導入・定着による生産性向上を図るためには、事業所への伴走支援を行うことが重要。また、地域におけるデジタル中核人材が育成され」というような文言も書いてございます。

私も事業所内、組織の中にデジタル人材を育成していくことに反対するものではありません。必要だと思っておりますが、やはり ICT 導入、DX を進める上で、例えばウェブ環境の整備をどうするのかとか、どのレベルのセキュリティーが必要なのかとか、ICT に関する知識については SE レベルの知識が必要になると考えられます。そうなりますと、組織の中だけで人材を確保していくのはとても難しいと思います。さらに、これは介護も障害も福祉も同じですが、事業所の中の人材はもうぎりぎりで行っているというのが実情でございますので、その人材を改めてデジタル人材として教育するということは、なかなか難しいところがございます。自分の持っている仕事以外にデジタルの仕事もやっていくということ自体も難しいですし、今回の取りまとめの文章、これは介護もそうなのですが、デジタル人材に関して、外部の人材を組織、事業所に導入するということを書いてございません。私は、やはり中の人材の取組プラス外部の本当に専門的な知識を持った方を一時的でもいいので事業所、組織の中に派遣をして、そこで先程言いましたようなウェブ環境とかセキュリティーの問題をやっていただくというようなこともやらないと、なかなか ICT については進まないかと思えます。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、池端構成員、よろしくお願いいたします。

○池端構成員 ありがとうございます。私も皆様と同じで、この取りまとめに関しては、非常によく網羅的にまとめていただきましたことに感謝申し上げたいと思いますし、特にどれどれの修文をお願いすることではございませんので、全体の感想と印象等も含めて少しお話しさせていただければと思います。

まず、人口減少に対して、介護も福祉も共有できる場所ということで、中山間地域の人口減少地域、大都市一般と分けて考える。これは非常にリーズナブルな考え方で、全体を通してそれをやってこうということで、非常にいいことだと思います。

それから、全体を通して言えるのは、これは介護も医療もそうなのですが、人が少ないところでどうするかということで、当然ながら人員配置基準も含めた一定程度の規

制緩和が必要だということは、多分皆さん反対がないところだと思います。一方、そうすると、それに対する特にアウトカムがどうだ、質の担保がどうだという問題は必ず出てくると思いますが、そこにはやはり利用者目線に立った見える化をいかにしていくかということセットで考えていって、配置基準の緩和等をしなければいけないのではないかと。このポイントは押さえておいていただきたいところかと思えます。

それから、当然ながら人材不足で施設等の経営も大変になってくるときに、大規模化ということが、これも全体を通じてありますが、逆に言うと小規模の良さや特徴も生かしながら、そこでどう折り合いをつけていくかということで、大規模化ありきではないというところも少し意見としてお話しさせていただきたいと思えます。

あと、今、東構成員もおっしゃったように、DXに関しては、誰も反対することではないと思えますけれども、DXの本当の果実を得て、効率化できるまでには少し時間とお金がかかる。そこを誰がどう負担していくか、あるいはそこにいかにきめ細かく、事例も含めて対応していくかということも併せて必要ではないか。ただDXをやりたい、イニシャルコストをつけますよというだけでは済まないところがあるということも押さえておかなければいけないところではないかと思えます。

いずれにしても、人材不足に対しては、医療も介護も福祉も全部そうですけれども、公定価格下でのエッセンシャルワーカーということで、その処遇改善を上げることが大前提だということは皆さん共有できる場所ではないかと思えますので、これも強調しておきたいと思えます。

一方で、今盛んにハラスメント等が問題視され、それらの職場が本当に魅力を感じなくなっているのではないかと。医療・介護・福祉、特に例えば保育士さんなんかは、昔は子供さんが将来なりたい仕事の中で保育士は必ずベスト3には入って来ていたのが全然入らなくなっているということで、魅力をいかに発信するか。13ページの一番下の○にもありますように、そういう魅力発信ということもぜひ必要ではないか。これは医療・介護・福祉を通じて、そういうことではないかと思えます。実際に小学生、中学生、高校生ぐらいまでは、その職業に対する魅力を感じているのだけれども、次第にそれを感じなくなってしまうということをどう変えていくかということも必要ではないか。そして、なおかつそういう職業に、実際に現場を体験する企画なんかをどんどん全国的に広げていくことも必要ではないかと思っています。

最後に、地域共生社会、プラットフォームという言葉があちこちに出てきていますが、今、連携という話があります。当然連携も大事です。連携という言葉は、リレーでバトン渡して、はい、じゃあ次は医療から介護、福祉にお願いねとバトンを渡すだけではなくて、もう今、プラットフォームという考え方は、利用者を中心に置いて、みんなと一緒にそこで常に考えていくということで「統合」の世界に入ってきている。関連職種が全て集まって一緒に考えよう、統合して一緒に考えようという世界、そういうのが包括ケアのコンセプトではないかと思えます。

そこで、先ほどどなたかおっしゃった、横断的な職種のダブル、トリプルライセンスを弾力化して取れるようにするとか、そういうことも含めて、そういう包括的な考え方となると、統合的な考え方ということも大きなコンセプトとしては必要ではないかということをお話しさせていただきました。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、江澤構成員、よろしくお願いいたします。

○江澤構成員 ありがとうございます。資料に沿って幾つか意見を述べさせていただきます。

最初の1ページ、2ページ、3ページ辺りは、既存施設の有効活用ということで、これは中山間・人口減少地域のみならず、都市部でも共通の考え方だと思います。

3ページの(2)の上から3つ目の○ですけれども、先ほど大山構成員もおっしゃいましたが、離島や中山間地域で、例えばリハビリテーションが必要な要介護1あるいは要介護2の方がふさわしいサービス提供を受けるような機会が物理的にない地域というのがあるかと思えますから、そういったところでは、市町村と例えば特養であれば特養の施設が協議をして、リハビリテーションの代わりに特養で機能訓練を行うとか、そういった規制緩和の中の一環として考えていくことも必要であろうと思っています。

続きまして、7ページの1つ目の○ですけれども、2行目から、社会福祉連携推進法人制度を活用しながら、土地・建物について貸与を受けた新たなサービス主体ということがあります。現在、社会福祉連携推進法人の業務の中に、既に社員に対する資金の貸付業務というのは含まれているわけですが、当然、不動産業とか資金の貸付業務のプロフェッショナルな法人ではないわけで、本来の理念・目的は、良質かつ適切な福祉サービスを提供すること、そのために連携するんだということが根本にありますから、その辺りをどう考えていくかは慎重に考えていかなければいけないかなと思っています。

また、23ページの1つ目の○には、福祉医療機構のいろいろな支援等が記載されています。本来、社会福祉連携推進法人の中での資金の融通を推奨するよりは、しっかりと福祉医療機構などからの支援を受けるというのが、あるいは、もちろんそのほかの金融機関からの融資を受けるというのが本筋でありますし、万が一貸し付けた社員の事業所が仮に経営破綻とかすると、連携先の社会福祉連携推進法人自体がダメージを被ることになります。やはりこの辺りは、餅は餅屋でしっかりとプロフェッショナルなところが対応するということが非常に重要だと思います。

続きまして、24ページの1つ目の○に、特に中山間・人口減少地域において、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業を行うことを可能とした上でということで、これは法改正を伴うようなかなり大きな内容ではないかと認識をしています。そもそも社会福祉連携推進法人は、施行されたのが2022年4月で、まだ丸3年たったばかりであります。一方で、社会福祉連携推進法人の創設の経緯については、地域医療連携推進法人をモデルとして議論

をしてきた経緯があります。ちなみに、地域医療連携推進法人は2017年4月から施行されて、当初はなかなか参入が低調でしたけれども、最近は好事例も増えてきているところがあります。また、地域連携推進法人の参加法人には、当然、社会福祉法人も含まれています。こういったところの地域に提供する法人としては、当然、社会福祉連携推進法人のみならず、地域医療連携推進法人も提供主体となって協力していただくことは重要な観点だと思っています。

したがって、地域医療連携推進法人をモデルとして、ここまで社会福祉連携推進法人が構築されてきており、まだまだ施行されてからたった丸3年間で法改正を伴うような見直しが必要かどうか、これは検討していかないといけない事項だと思っています。

したがって、地域を支える連携推進法人としては、この両者の連携推進法人が仕組みや役割について制度上の足並みをそろえて一致すべく、整合性を図って取り組んでいくことが重要ではないかと思っておりますので、この辺りは見直しが必要な内容だということを要望いたしたいと思います。

24ページの上の2行目のところに、現行制度においては、いろいろその後に地域の課題が書いてありますけれども、こういった課題は、本来、自治体が我が地域を支えるべく責務として、自治体がいろいろ規制緩和を行ったり、いろいろな事業者に参加してもらったり、また、その事業者によるサービス提供が持続可能なものとなるような工夫、これは保険者たる自治体が行うべきであって、このことについて社会福祉連携推進法人を法改正して取り組ませるというような姿勢ではちょっとどうかと思いますので、まずは自治体がいちいち規制緩和なり工夫をして、自分の地域をどう支えていくのかというのを主体的に取り組むのが本筋であって、その部分の負荷を連携推進法人に法改正して負わせるというのはどうかと思いますし、そもそも社会福祉連携推進法人自体が事業を行うというのは想定がされておらず、当然その辺りを含めて、本来の在り方を考えながら、まず各自治体でどういったことができるのかというのをしっかりと工夫して取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○野口座長 どうもありがとうございました。

一応オンラインの先生方の手挙げはこれでないみたいなのですが、それでは、会場に戻りまして、いかがでしょうか。

では、松原先生、よろしくお願いいたします。

○松原構成員 ありがとうございます。

これまでの検討会での議論を踏まえますと、ミクロ、メゾ、マクロの3つのレベルで提供体制を捉えられると思います。ミクロが人材、メゾが法人、マクロが地域です。事務局の資料にもありますが、共生社会の実現に向けて、それぞれのレベルで包括的な関係者の連携体制を構築していくこと。現行の仕組みで分野を超えた連携が支障になっているのであれば、それを乗り越える必要があります。

まずミクロ、人材の面です。各法人を見ますと、離職率はゼロの法人から50%超えの法人までかなりばらつきがあります。福祉を志す人材の確保・定着を図るためには、福祉の志だけに頼るのではない、勤に頼るのではない、理論と実践を統合した組織マネジメントは必須です。一例を挙げさせていただきますと、効率化は当然必要なのですが、効率化を図るためには、組織では分業が当然に求められます。一方で、それは福祉の仕事の面白さ、醍醐味を損なう可能性もあります。そこで、その仕事の意義や価値を職場で考えて伝え合う仕組みも併せて必要になります。職員自ら介護や福祉の意義、やりがい、価値、地域における使命などについて捉え直す機会をつくる。職場の人間関係を見直して、協力関係が得られやすい環境をつくるなど、これらは職員の主体性を引き出すジョブクラフティングという言い方もするのですが、その前提として心理的安全性を高めるとか、働きがいがあって、かつ働きやすい職場づくりの組織マネジメントが必要になります。

先日の福祉人材確保専門委員会でも、福祉の仕事の価値、やりがいを伝えていくことが必要との意見が何度も出ておりました。各リーダーがこうした組織マネジメントの重要性をしっかりと認識すること。さらに、マネジメントを学んだことがないなど、こういうことが困難であれば、例えば大阪の豊中市では、介護事業者連絡会が中心となって、こうした組織マネジメントについて研修を続けて、それを市が支援しています。時間も人も限られる中で、このように公民が協力するなどして組織マネジメント強化に取り組む必要があると思います。

さらに、人材に関して、プラットフォームの構築と活用が求められます。先ほどの鈴木構成員の話もありますが、地域の関係者、特に労働局やハローワークといった公的な雇用を担うところが、福祉人材センターとライバルではなくて、しっかり手を取って連携することが重要です。地域の養成校や団体ともコミュニケーションを取っていく必要があります。一方で、福祉の人材をしっかり守っていくためには、利用者や家族からの無理な要求は無理という文化を醸成する必要もあると思います。虐待は絶対許されませんが、家でも転倒するのに施設の転倒は許さないとして訴えるようなことは、それは適切ではないというメッセージを国や自治体、業界団体が出していく必要もあると思います。

メゾ、法人の面では、共同化、大規模化、いずれも連携が必要となります。事業者間の連携としては、プラットフォームの機能の活用が望まれます。また、人口が減少する中でM&Aは経営の重要な選択肢の一つであり、WAMによる合併支援など公的支援の充実が望まれます。特に、仲介するだけで多額のフィーが無意味に流れない対応が求められます。

社会福祉連携推進法人についても、場合によっては自らが事業も実施しながら、より地域に参入して、地域を支える仕組みとしていくことが必要と考えます。人口減少の中で地域ニーズに応える法人を支援するため、社会福祉法人の資産、資金の融通を、福祉の継続を前提に図っていくことが求められます。

最後にマクロ、地域の面では、支え、支えられるまちづくりに住民がいかに参加する場をつくるかが、誰もが活躍する場をつくる意味でも、人材不足を補う意味でも、まちの活

性化の意味でも喫緊の課題と考えます。地域共生社会の実現に向けて、福祉サービス提供体制の整備はその基盤となるものと思います。

以上です。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、吉田構成員、よろしくお願いいたします。

○吉田構成員 幾つか意見を申し上げたいと思います。

まず、御説明いただいた検討の方向性の課題と論点に関して、5ページに保育のことをいろいろ書いてございます。3つの地域軸をつくって、中山間地域、離島の子供が本当にいない地域、それから、それ以外の都市部一般市でもかなり子供が減っていく地域と、逆に局所的に待機児童が発生しながら全体として緩やかに減るという表現になってございますが、その3つ目の地域であっても、待機児童が発生する一方、実際は保育所の定員割れが起きたり、あるいは小規模保育等の施設閉鎖が起きているというケースが多々ございまして、例えば品川区や板橋区においても施設閉鎖が起きているという現状がございますので、ここはもう少しソフトランディングさせる意味でも、そこを丁寧に表現していただいたほうがいだろうと思っています。

それから、次の6ページのところに、その関連で地域分析の取組を強化とか支援といったような言葉がありますが、実際に各基礎自治体がスピード感を持ってそういう分析をして対応できるようなある種の診断ツールが要るのではないかと。ウェブ上では今、地域診断のための見える化ツールであるとか未来カルテといったような形で、部門は違いますが、そういうものがありますので、恐らく地域共生社会の構築に向けた、そういった支援ツールがあると非常に有効なのではないかなと思っています。

それから、1つちょっと細かい話でございますが、財産処分に関して土地の自己所有、基本的には原則自己所有だけれどもという話がございました。社会福祉法人について私はよく分かりませんが、例えば学校法人も、もともと法人制度ができたときに100%自己所有で寄附行為ということでございましたが、法人化がなかなか進まないということで緩和をして、多くの都道府県が2分の1以上自己所有であればそれ以外は賃借でいいということで、実際には創設者の土地を半分寄附して、残り半分は親族とか幾つか複数に分散して持っているというケースがあります。もし社会福祉法人でもそういうことがあるとすれば、それは恐らく法人合併や事業譲渡の際にかなりネックになる可能性がございますので、少しその辺の実情を調べていただいたほうがいいのかなと思っています。

それから、総論的な話ですけれども、やはり高齢・障害・児童全てに共通する課題について横串を通すというのが大きなキーワードだったと思いますが、それを具体的に展開させるためには、制度面とか政策面とか運用面の課題をもう少し具体的に整理する必要があるだろう。その上で大規模化がいいのか、法人合併がいいのか、あるいは連携推進法人化が望ましいのか、あるいは緩やかな連携協働で対応できるのか、多様な選択肢が恐らくあるのだろうと思っています。

ちなみに、全国社会福祉法人経営者協議会の保育事業検討委員会、私も委員でございますが、数年前にこれに関連した調査をやりまして、秋田県か岩手県、正確に覚えてございませんが、高齢者の法人と障害者の法人と保育の法人の3法人が一つに合併をした実例がございました。当然スケールメリットが出てきて、経理、事務その他のメリットがあったのですけれども、運用の実態は、その3つの分野の全部完全な縦割りで別事業のように行われていて、つまり、相乗効果や相互補完の関係にない。言い換えれば、地域共生社会という観点から見ると、3法人が一つに合併していろいろなメリットはあったけれども、地域共生社会という視点からすると、必ずしもそこは十分ではなかったという実例がございますので、そういった分析も必要だろうと思いますし、そういうものをさらに促進させる意味で、先ほど来、御意見が出ていましたけれども、職員の資格とか配置基準の問題、あるいは何か包括的な補助金は考えられないのか。あるいは先駆的なモデル事業、場合によっては特区的な対応といったような発想はないのかといったような検討も恐らく必要なのではないかなという気がしています。

それから最後に、ICTやDXの話が随分出てございました。なかなか現場、事業者においてDX化は難しいだろうとは思いますが、発想として、DXというのは、先ほど御意見が出ていたように、現場に負荷をむしろかけないためにDX化をするわけですから、少しその辺について、分野によっても違うのでしょうけれども、もうちょっと整理した考えが必要だろうと思いますし、伴走支援は重要だと思いますが、私は実は昨年度、文科省の調査研究事業の一環として幾つかの現場でICTの伴走支援をやりました。かなり手間暇かかって、半年間かけてそれなりに成果は出ますけれども、そういうレベルの伴走支援はとてもじゃないですけれども量がこなせませんので、底上げという意味で、何かシステムとして伴走支援的な取組が必要だと思いますが、最終的には自走できるような自走支援という発想を多分もっと大切にしなければ切りがないだろうと思いますので、DX、ICTについても、そういった観点での整理も必要かなと思います。

以上です。ありがとうございます。

○野口座長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

香取構成員、よろしくお願いいたします。

○香取構成員 このたびは取りまとめ等を検討くださいますと誠にありがとうございます。大変素晴らしい内容でございまして、勉強させていただいているところです。

AIやデジタル技術は日増しに進化しております。検討会では、これらのテクノロジーを前提としたサービス提供体制の議論を進めてくださいました。ありがとうございます。

最近では、遠隔対応を含めて、利用者の御家族からも介護・福祉サービス全体へのデジタル対応への期待が高まっている現状があります。本日の検討では、中山間・人口減少地域における人員基準の弾力化について検討もしていただいております。大変ありがたいと思います。さらに議論を深めていく場合は、どのようなテクノロジー環境があれば、人員

配置の弾力化をしても人材負担増加を防ぎつつ、サービス提供の質を担保できるのかという観点から検討することができるのではないかと考えています。例えば、見守りロボット導入による夜勤職員配置体制加算の要件緩和などが既に言及されているところではありますが、さらにこれを発展させまして、AIによる予測を含めたケアプランとサービス提供体制の設定、異常検知システム、バイタルデータの常時モニタリング、遠隔での専門職によるバックアップ体制など、具体的なテクノロジー環境要件を設定した上で、それに応じた人員配置基準の弾力化の想定がより具体的にできるのではないかと考えます。

また、在宅介護の事業について議論がなされているところですが、在宅介護のテクノロジーにつきましても、訪問介護、居宅介護支援の現状を把握した上で、今後の弾力的な人員配置の可能性について議論する場も得ていくことはできないでしょうか。福祉サービスそれぞれにおいて、同様の検討ができると大変ありがたいと思います。

また、テクノロジー導入実証事例をより積極的に収集・分析し、このテクノロジー環境であればこのような体制で安全かつ質の高いサービス提供が可能であるという科学的根拠に基づいたテクノロジー環境の前提条件を明確にした上で、弾力化議論などが進められる可能性があれば非常にありがたいと思います。

さらに今後、テクノロジー導入の議論を深めて行うことができるのであれば、テクノロジー導入伴走的支援の議論におきましては、条件区分を明確にして、それぞれどのような取組を行うことがよいのかということの議論は必要ではないかと思います。人材の条件区分、利用者、家族の条件区分を設定して議論することはできないでしょうか。ICT・AIを導入することによって、かえって業務を行いづらくなりましたという職員もたくさんおられます。ICT・AI導入を原因として離職する職員も実は大変多くおられます。ICT・AIのニーズの高い利用者家族、あまり高くない利用者家族、ICT・AIのニーズが高い介護福祉サービス従事者、あまり高くない従事者。2040年に向けては、単に人手不足を補うためのテクノロジー活用ではなく、テクノロジーと人の最適な組合せによるサービス提供モデルを構築していく視点が必要であるのではなかろうかと思っています。

こういった組合せというものは現場で起きていて、ICT導入の推進を仮に困難とさせているのであれば、条件区分の組合せごとの課題はどのようになっているかという観点の関連の検討も必要なのかということで意見を述べさせていただきます。ありがとうございました。

○野口座長 どうもありがとうございました。

それでは、一巡しましたけれども、松田先生、何かございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

大丈夫ですか。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。まだお時間ございますので、もし追加で御発言がある方は、よければどうぞ。特にございませんでしょうか。

それでは、本日、構成員の皆様から検討の方向性、あるいはより上位概念、全体の理念

的なところを様々に多角的な視点から一通り御意見を伺うことができたと思います。これまでいただいた御意見を踏まえて、事務局様と相談の上、次回はいよいよ取りまとめの議論ができるように資料を準備させていただきたいと思います。

予定の時間には大分早いのですが、よろしいですかね。追加でもし御発言がある方がいらっしゃればお受けしたいと思いますが、これだけは言っておきたいみたいな御発言は大丈夫ですか。

それでは、予定より大分早いですが、本日の審議はこれまでにしたいと思います。

最後に、次回の日程について、事務局様のほうから御連絡をよろしく願いいたします。

○大原補佐 次回の検討会の日程につきましては、追って事務局より御案内いたします。

○野口座長 それでは、本日の検討会はこれで終了させていただきたいと思います。御多忙の中、御参加いただきどうもありがとうございました。失礼いたします。